

自動車税（種別割・環境性能割）減免とは

次の額を上限として減免します。上限額を超える分は納付が必要です。

自動車税（種別割）	年税額 45,000 円 ※令和元年 10 月 1 日以降に新車登録された自動車は 43,500 円	※グリーン化税制により重課の適用となる場合は、上限額が 51,700 円(乗用車の場合)となります。
自動車税（環境性能割） ※旧自動車取得税	課税標準額 300 万円	※自動車税(環境性能割)の減免を一度受けると、原則 1 年間は受けられません。

減免の対象となる身体障害者等の等級（程度）

障害の区分		本人運転	家族運転・ 常時介護者運転	
身体 障害 者 手 帳	視覚障害	1 級～ 4 級		
	聴覚障害	2 級・ 3 級		
	平衡機能障害	3 級		
	音声機能障害	3 級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）	—	
	上肢不自由	1 級・ 2 級		
	下肢不自由	1 級～ 6 級 ※ 1	1 級～ 3 級	
	体幹不自由	1 級～ 3 級・ 5 級	1 級～ 3 級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1・ 2 級	
		移動機能	1～ 6 級	1 級～ 3 級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸の機能障害		1 級・ 3 級	
免疫機能障害・肝臓機能障害		1 級～ 3 級		
療育手帳		—	障害の程度 A	
精神障害者保健福祉手帳		—	1 級 ※ 2	
戦傷病者手帳		別に規定がありますので山梨県自動車税センターへお問い合わせください。		

※ 1 身体障害者手帳下肢不自由においては、7 級に該当する障害が 2 以上重複する場合は 6 級とし、本人運転に限り減免の対象となります。

※ 2 精神障害者保健福祉手帳においては、1 級の障害を有していて、かつ自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている方が対象となります。

 福祉タクシー券の交付を受けていない方

 すでに減免を受けている車を保有していない方

 車検証に「事業用」と記載がない車

上記を満たしている方は裏面へ

Q. 本人運転ですか？

はい

いいえ

Q I. 車の保有者は障害者本人ですか？（分割払いは自動車販売者や信販会社でも OK）

Q 1. 車の保有者は障害者本人または同居の生計同一者ですか？（分割払いは自動車販売者や信販会社でも OK）

はい

いいえ

いいえ

はい

減免の対象外となります

Q II. 普通自動車ですか？
軽自動車ですか？

軽自動車の環境性能割(旧自動車取得税)は登録日から 30 日以内に石和の自動車税センターでお手続きください

普通自動車

軽自動車

A. 石和の自動車税センターでお手続きください。
申請の翌月分から月割での減免となりますので**お早め**にお手続きください。

B. 都留市役所の税務課でお手続きください。
減免は月割りではなく、年度ごととなります。申請できる期間は、**5月に軽自動車税の納付書が届いてから、納付期限の7日前まで**です。
お持ち物：手帳・車検証・免許証

Q 2. 運転者の方は障害者と同居して生計が一緒ですか？

はい

【家族運転】

いいえ

Q 3. 障害者の方が「障害者のみの世帯」または「70 歳以上の方（もしくは未成年者）と障害者のみで構成されている世帯」ですか？
※ここでの「障害者」は前ページの表内の等級の方です

はい

【常時介護者運転】

いいえ

減免の対象外となります

Q 4. 減免申請する車を、
障害者の方の通学・通院・通所・または生業（通勤を含む）のために週 3 日以上 もしくは総使用日数（走行距離数）の 50%以上 使用していますか？

はい

いいえ

減免の対象外となります

Q 5. 手帳の種類は何ですか？

身体障害者手帳・療育手帳

精神障害者保健福祉手帳

いきいきプラザ内の福祉課で「減免資格証明書」の申請をしてください。

富士吉田市上吉田にある富士・東部保健福祉事務所（保健所）で「減免資格証明書」の申請をしてください。

福祉課で減免資格証明書を申請する人は次ページへ

QⅡ. 普通自動車ですか？
軽自動車ですか？

普通自動車

軽自動車

A. 福祉課で「減免資格証明書」を取得した後に、石和の自動車税センターでお手続きください。
申請の翌月分から月割での減免となりますのでお早めにお手続きください。

環境性能割(旧自動車取得税)は普通自動車でも軽自動車でも、登録日から30日以内に石和の自動車税センターでお手続きください

B. 福祉課で「減免資格証明書」の申請と、都留市役所の税務課で減免申請してください。減免は月割りではなく、年度ごととなります。税務課に申請できる期間は、**5月に軽自動車税の納付書が届いてから、納付期限の7日前まで**です。

〈お持ち物：手帳・車検証・免許証〉

「減免資格証明書」の有効期間は3カ月ですので、**3月以降に福祉課に申請いただくのを**おススメいたします。

🚗 「減免資格証明書」の申請に必要なもの 🚗

- 車検証 (コピー可) ←車を新規購入する方は、後日車検証を福祉課にご提出ください。
 - 運転免許証 (運転者のもの。コピー可)
 - 身体障害者手帳または療育手帳 (コピー可)
 - 印鑑
 - 減免資格証明書交付申請書
 - 誓約書
 - 運行計画書
 - 通院・通学・通所・通勤 証明書
- 福祉課にてお渡しします。車の所有者の方が申請者です。
- 福祉課にてお渡しします。病院・学校・会社に記入してもらってください。

以上のものを、いきいきプラザ1F 福祉課 障がい者支援担当に提出してください。
後日、特定記録郵便にて「減免資格証明書」を郵送します。

「減免資格証明書」を取得しただけでは自動車税の減免はされません！
その後の申請は別冊子を参考にいただき、忘れずにお手続きください！

※身体障害者手帳(1・2級)、療育手帳A、戦傷病者手帳(特別・第1・2項症)の方は自動車税減免措置を受けると、県の【心身障害者自動車燃料費助成金】の対象になりますので詳しくは富士・東部保健福祉事務所(保健所)福祉課へお問い合わせください。

富士・東部保健福祉事務所 福祉課
0555-24-9047

〒402-0051
都留市下谷2516-1 いきいきプラザ都留
都留市福祉課 障がい者支援担当
電話 0554-46-5112
Fax 0554-46-5119